

浜名湖花博2014開催記念庭園の撤去に関する業務委託仕様書

1 目的

浜名湖花博2014開催記念庭園「桃源郷」を撤去し、整地すること。

2 業務期間

契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

3 業務内容

(1) 庭園撤去業務

①業務の履行場所

静岡県コンベンションアーツセンター（以下「グランシップ」という。）敷地内のグランシップ広場の一角（別紙1のとおり）

②業務の内容

ア 工作物の撤去

- ・発生材の中で再利用可能な資材については可能な限り買取り、又は無償引取すること。
- ・グランシップの財産である樹木（けやき）や工作物（ベンチ、照明灯等）は残しておくこと（詳細は別紙2のとおり）

イ 庭園撤去後の整地、芝生化

- ・芝生は野芝（100%張り）とし、周りの芝生と調和するように芝生化すること。

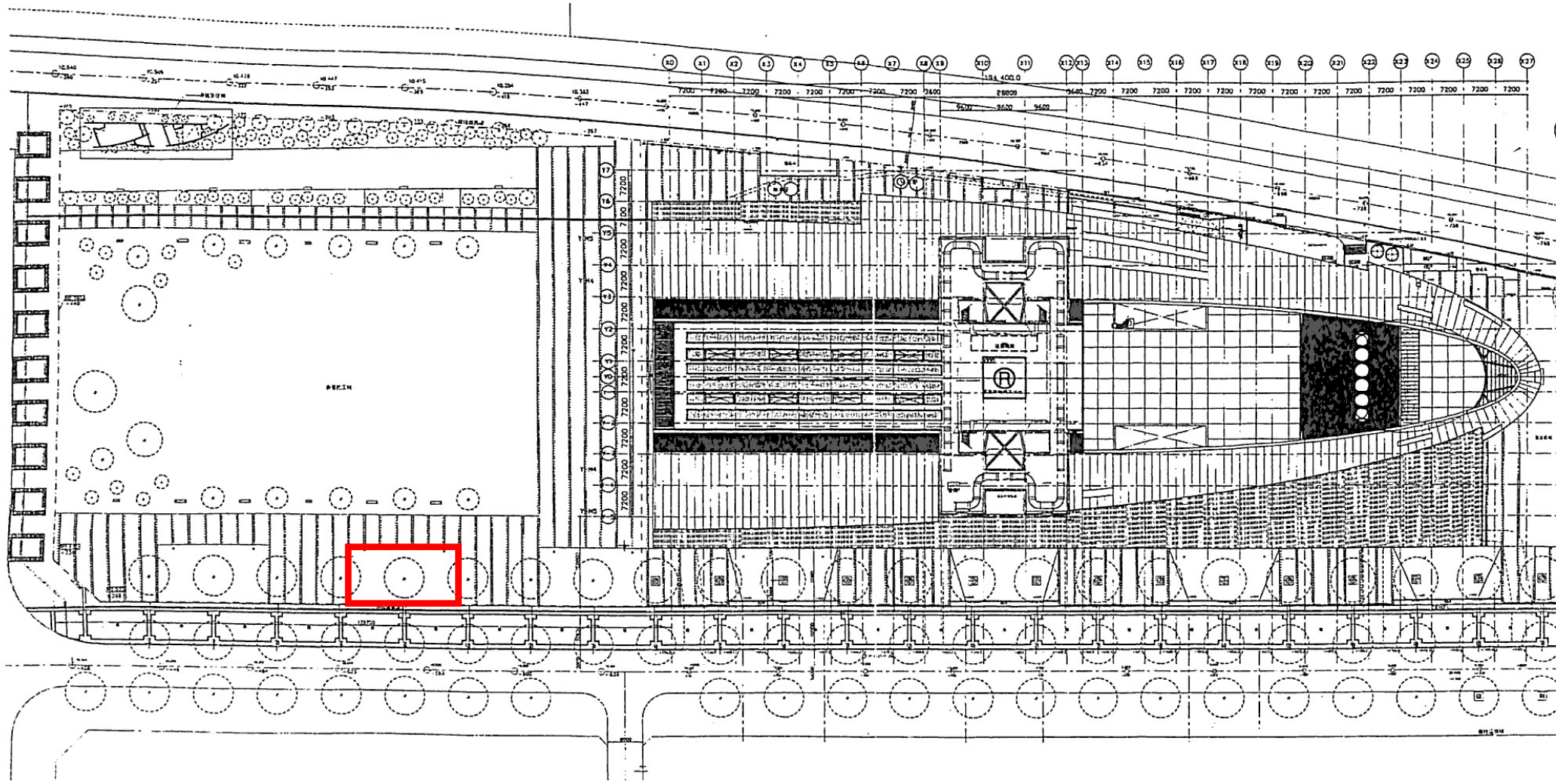
4 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------|
| ・実施計画書 | 契約締結後15日以内 |
| ・庭園撤去業務完了期日 | 令和8年8月31日（月）まで |
| ・実績報告書の提出 | 業務完了後速やかに |

5 その他

- ・受託者は、工事の進捗状況等を正確に把握、管理するとともに、随時、委託者に報告すること。
- ・撤去に当たっては、指定管理者と随時連絡調整を行うとともに、施設等を損傷しないよう、十分な対策を講じること。また、通行人や施設利用者の安全確保に万全を期すこと。
- ・施設等に損傷を与えた場合には、委託者及び指定管理者に至急連絡するとともに、受託者が責任をもって復旧を行うこと。
- ・受託者は、業務の実施に当たり必要な諸法規を遵守するものとする。また、関係官公署への申請・届出等の手続きについては、受託者が行うものとし、その経費は委託料に含める。
- ・受託者は、本業務の作業に当たる受託者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。
- ・受託者の過失により発生した事故等は、一切受託者の負担とする。
- ・受託者は、業務の実施に当たり本実施要領に定める事項について疑義の生じたとき及び本実施要領に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、速やかに委託者と協議するものとする。

浜名湖花博2014記念庭園位置図



浜名湖花博2014記念庭園 撤去せず残しておくもの



写真1-2



写真1-3

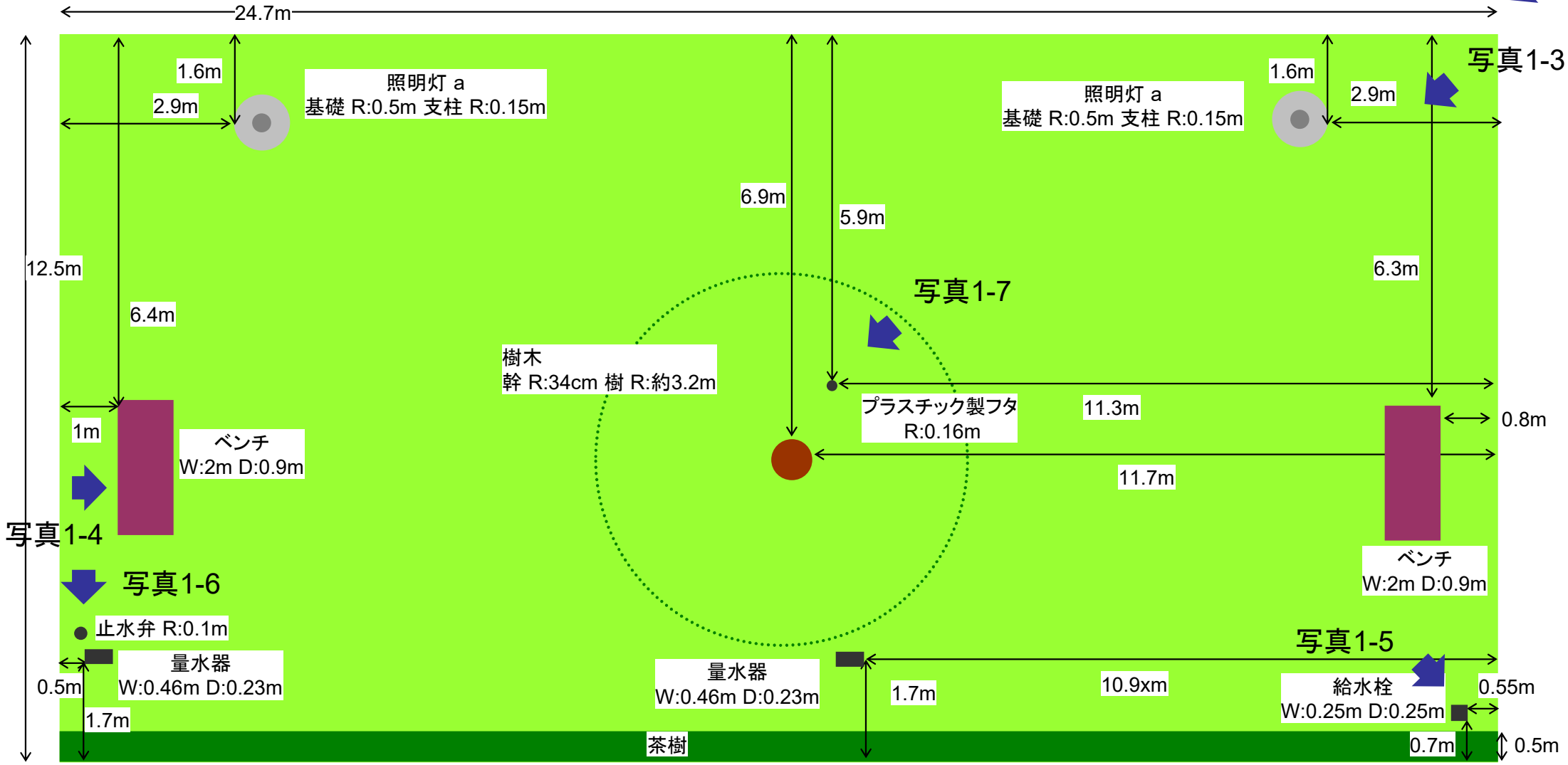


写真1-1





写真1-1 全景



写真1-2 全景



写真1-3
照明灯 a と樹木



写真1-4 ベンチ



写真1-5 給水栓



写真1-6
量水器(上)と止水弁(下)



写真1-7
プラスチック製フタ